

令和8年 南砺市議会定例会

令和8年4月会議における  
市長提案理由の説明要旨

令和8年4月7日

## 提案理由の説明

(令和8年4月会議)

### はじめに

令和8年南砺市議会定例会令和8年4月会議にあたり、提案理由の説明に入ります前に、最近の情勢や市政に対する所信の一端を申し述べ、議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和8年度がスタートしました。市におきましては、今年度、大幅な機構改革を行ったところでありますが、新たな体制で改めて「第2次南砺市総合計画・南砺まちづくりビジョン」に基づいた着実な市政運営に努めてまいります。

今、世界は非常に困難で複雑な状況に置かれており、それは私たちの生活にも直接、大きな影響を与えています。コロナ禍以降に顕在化した物価高騰は、その後、原因を異（こと）にしつつも、収束する見通しが立っておりません。燃料価格一つとってみましても、世界情勢や様々な政策に伴って日々目まぐるしく変動し、市民生活や経済活動を翻弄しております。

また、国全体が直面する人口減少に伴い、将来における更なる人手不足が、経済界のみならず、医療福祉の面においても大きな懸念となっているところです。

市としては、国や県としっかりと連携しつつ、これらの「大きな変化の時代」に逐次対応し、安全安心な生活を確保してまいります。

その一方で、いよいよ来年に開園が予定される PLAY EARTH PARK NATURING FORESTをはじめ、市内では近年、民間資本による新たな産業の立ち上げや、各地域でのまちづくり、市民や移住者による起業へのチャレンジなど、活力を感じられる話題も多くなっており、大変心強く感じているところでもあります。

市は、これらの前向きな動きと連動しつつ、公共交通や住まいの確保などをはじめとした「未来への投資」でしっかりと環境づくりや支援をしてまいります。

それでは、提出いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

## **専決の承認**

承認第1号は、南砺市税条例の一部改正につきまして、地方税法等の一部改正に基づく、特別特定建築物のバリアフリー改修への固定資産税減額措置に関する条項や、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う条項等の一部改正について、3月31日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

承認第2号は、南砺市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、国民健康保険法施行令の一部改正に基づく子ども・子育て支援金の徴収開始、地方税法施行令の一部改正に基づく基礎賦課額に係る賦課限度額の引き上げ及び軽減対象世帯に係る所得判定基準の見直し等に関する条項の一部改正について、3月31日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

あります。

以上、本会議に提出いたしました議案について提案理由を説明いたしました  
ましたが、慎重ご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。